

發行所 芦屋市精道町九三 芦屋市役所
印刷所 神戸市長田區川西通三丁目八 太陽印刷工業株式会社

編集 西田増蔵

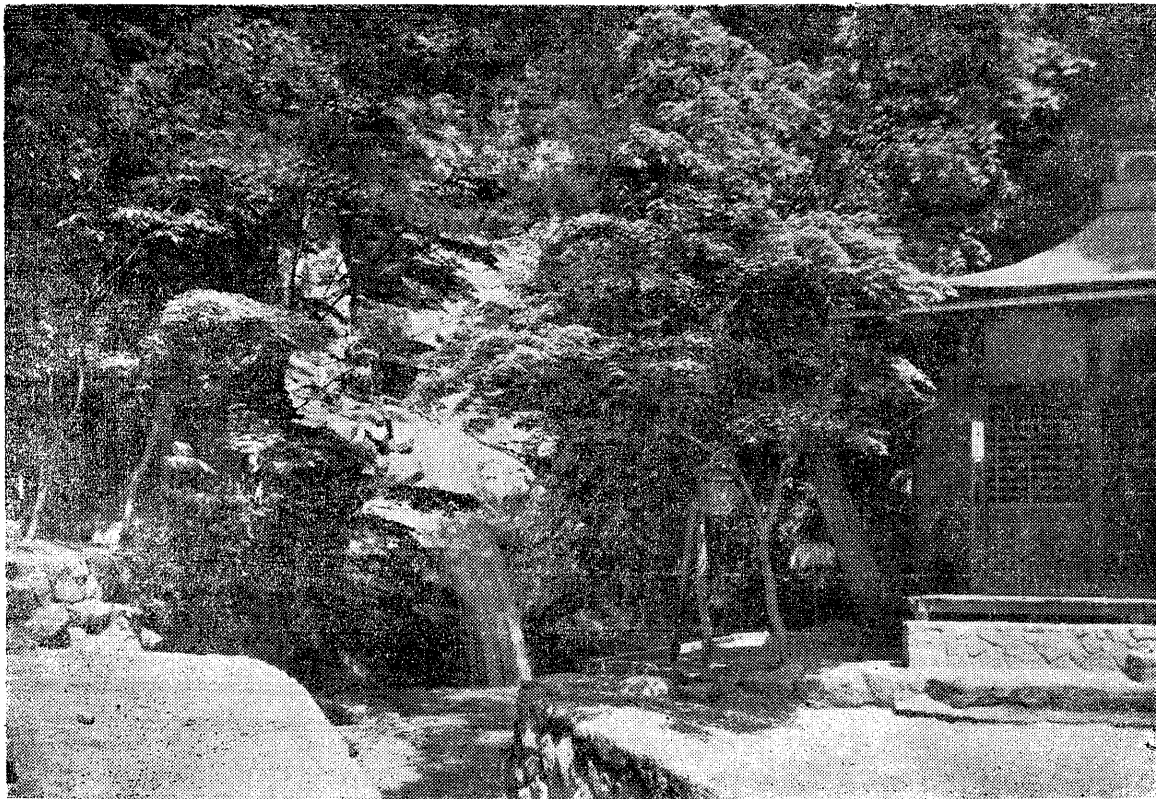
昭和二十六年二月十日發行

第14號

あしや

芦屋市報
弘報

二月號



瀧の座高

あしや 第14号

目次

市議会	2
芦屋市告示	2
選挙管理委員会告示	3
都市建設法成立す	3
教育委員会告示	5
今明月のこよみ	5
市教育委員会彙報	6
栄冠に光りあり	6
市関係の電話番号	6
地方競馬費収支計算書	7
市役所の事務分担は?	8
図書館の利用者のために	10
官公廳の弘報活動四原則	11
投票済くじの抽せん発表	11
市政メモ	11
各課だより	12

芦屋市告示

芦屋市告示第一号
 昭和二十六年一月十八日芦屋市役所に定例市会を招集する
 昭和二十六年一月十一日
 芦屋市長 猿丸吉左エ門

芦屋市告示第二号
 昭和二十六年一月二十日日本市会の議決を経た昭和二十五年兵庫県芦屋市追加予算及び特別会計競争事業費追加更正予算の要領は左記の通りである。
 昭和二十六年一月二十日
 芦屋市長 猿丸吉左エ門

昭和三十五年兵庫県芦屋市追加予算	歳入	五、二九二、〇〇〇円	追加
第一款 市 税		五、二九二、〇〇〇	
第一款 普通 税		一一八、六二五	
第五款 国庫補助金		一一八、六二五	
第一款 国庫補助金		一五〇、〇〇〇	
第七款 寄 附 金		一五〇、〇〇〇	
第一款 寄 附 金		一五〇、〇〇〇	
第九款 雑 収 入		三、二五〇	
第三款 雑 収 入		三、二五〇	
歳入 合 計		五、五六三、八七五円	
歳 出			
第一款 議 会 費		五七〇、〇〇〇円	追加
第一款 市 議 会 費		五七〇、〇〇〇	
第四款 土 木 費		二一一、八七五	
第四款 失 業 対 策 費		二一一、八七五	
第五款 教 育 費		二五〇、〇〇〇	
第二款 小 学 校 費		二五〇、〇〇〇	
第十四款 企 画 費		一、九二二、〇〇〇	
第三款 企 画 調 査 費		一、九二二、〇〇〇	
第六項 特別都市建設法 住民投票対策費		三七二、〇〇〇	

第十五款 諸支出金		二、六一〇、〇〇〇	
第五項 諸支出金		二、六一〇、〇〇〇	
歳出 合 計		五、五六三、八七五円	
昭和二十五年兵庫県芦屋市特別会計競争事業費追加更正予算	歳入	二二、一一〇円	追加
第一款 入 場 料		二二、一一〇	
第一款 入 場 料		二二、一一〇	
第二款 勝者投票券 発売金		三〇、〇四九、二〇〇	更正減
第一款 勝者投票券 発売金		三〇、〇四九、二〇〇	
第三款 勝者投票事故収入		六〇〇	
第一款 勝者投票事故収入		六〇〇	
第四款 繰 越 金		一〇六、〇五三	追加
第一款 繰 越 金		一〇六、〇五三	
第五款 前年度繰越金		一一九、五五九	
第一款 繰 越 金		一一九、五五九	
第六項 手 数 料		六、五〇一	更正減
第二款 番組売却代金		六、五〇一	
第三款 払戻不能金		一四、七四〇	追加
第三款 払戻不能金		一四、七四〇	
歳入 合 計		二九、七〇二、〇七八円	更正減
第一款 国庫納付金		一、三四〇、五二九円	更正減
第一款 国庫納付金		一、三四〇、五二九	
第二款 交 付 金		九〇一、四七六	
第一款 交 付 金		九〇一、四七六	
第三款 競 輪 場 費		二八五、六六五	
第一款 競 輪 場 費		二八五、六六五	
第四款 競 輪 開 催 費		二、五八九、二三六	
第一款 競 輪 開 催 費		二、五八九、二三六	
第五項 賃 金		三九二、〇九三	
第二款 賃 金		三九二、〇九三	
第六項 旅 費		九六、一六二	
第三款 旅 費		九六、一六二	
第七項 手 当 及 給 与 金		三〇九、八二〇	
第四項 手 当 及 給 与 金		三〇九、八二〇	
第八項 需 用 費		九三一、三一	
第五項 需 用 費		九三一、三一	
第九項 賞 典 費		八五九、八五〇	
第六項 賞 典 費		八五九、八五〇	
第十項 返 還 金		一一	
第七項 返 還 金		一一	
第一款 払 戻 金		二一、四三八、七〇〇	



市 議 會

一月二十八日 定例市議會
 報告第一号 例月出納検査結果報告の件。
 昨年六月より十一月分について各月の例月出納検査の結果その出納に誤りがないことを監査委員川越清、五味五兵衛両氏よりの報告である、(承認)
 議案第一号 土地買収の件。
 精道小学校敷地、宮川小学校敷地、市民病院建設候補地敷地、災害復旧住宅建設用地、清水湯敷地等の買収に関するもの。
 議案第二号 打出芦屋共有地一部売却の件。
 奥山の山林一六町歩余を芦屋市カンツリクラブに売却しようとする案。
 議案第三号 昭和二十五年年度市一般会計追加予算(第八号)
 議案第四号 同市特別会計競争事業費歳入歳出追加更正予算(第一号)

文化都市の建設へ

芦屋国際文化住宅都市建設法成る

芦屋国際文化住宅都市建設法の住民投票は二月十一日行われた。市内十二ヶ所の投票所では午前七時から午後六時まで一三、四〇〇名の投票を見たが引きつづき午後七時半から開票された結果、賛成一〇、二八八(七七・六%)、反対二、九四九、無効一六三であつて、茲に同法は成立した。

芦屋告示第八号

昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法賛否投票の結果を次の通り公表する。
 昭和二十六年二月十一日
 芦屋市選挙管理委員会委員長 佐々木清次

当日有権者数	二二、八〇二
有効投票	一三、二三七
無効投票	一〇、二八八
内(賛成)	一〇、二八八
内(反対)	一六三
有効投票の二分の一の数	六、六一九

文化都市の建設へ

芦屋告示第三号

昭和二十六年一月二十日日本市会の議決を経た昭和二十五年兵庫県芦屋市打出芦屋共有山追加予算の要領は左記の通りである。
 昭和二十六年一月二十日
 芦屋市長 猿丸吉左エ門

芦屋告示第四号

昭和二十六年一月二十六日
 芦屋市長 猿丸吉左エ門

昭和三十五年兵庫県芦屋市打出芦屋共有山追加予算	歳入	一〇〇、〇〇〇円	追加
第一款 公営企業及財産収入		一〇〇、〇〇〇	
第二款 財産売却代金		一〇〇、〇〇〇	
第三款 諸支出金		一〇〇、〇〇〇円	追加
第一款 諸支出金		一〇〇、〇〇〇	
歳出 合 計		一〇〇、〇〇〇円	

選挙管理委員会告示

芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票を行う日時並びに建設法及びその要旨を左のとおり告示する。
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

議案第五号 同市打出芦屋共有山追加予算(第二号)
 議案第六号 岩園小学校災害復旧事業費起債の件。
 これは標記目的のために預金部等より八〇万円を借入れしようとするもの。
 (以上原案可決)
 一月三十日
 緊急臨時市議會
 議案第七号 監査委員選任につき同意を求めの件。
 市議会の議員の中から選任の監査委員川越清は一身上の都合により監査委員の職を辞したるのでその後任に左の者を選任する案である。
 芦屋市精道町七三の五
 福島悦次郎
 明治二八年七月六日生
 (承認)
 議案第八号 工事請負の随意契約につき同意を求めの件
 果道芦屋有馬線石切取入堰堤間道路改良工事の請負についてはこれを競争入札に付さないで左記の通り随意契約するものとする案である。
 神戸市生田区栄町通三丁目一〇番地
 大成建設株式会社
 (承認)

芦屋管告示第三号
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票における選挙長並びに選挙長に故障があるときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

一、選挙長
 芦屋市打出小穂町二七 齊藤正一
 一、選挙長に故障があるときこれを代理すべき者
 芦屋市大原町一八三 杉本義一

芦屋管告示第四号
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票における投票管理者並びに投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

投票区	投票場所	投票管理者	投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者
第一投票区	山手中学	住 氏 名	住 氏 名
第二投票区	山手中学 分校	齊藤 正一	北口 正道
第三投票区	芦屋高等 学校	宮塚町五六	久保田俊二
第四投票区	精道中学校	打出浜町一〇	上月 義夫
第五投票区	宮川小学校	打出南宮町一	河 北 誠
第六投票区	打出公会堂	打出春日町一	藤井 繁蔵
第七投票区	岩園小学校	岩園町四三	朝比奈 嘉太郎
第八投票区	建設省 岩園駐在所	大原町五二	山中金三郎
第九投票区	安 築 寺	西山町三三	曾和 探支
第十投票区	崇信幼稚園	船戸町一六	久保 二郎
第十一投票区	愛光幼稚園	大穂町一六	栗野 初蔵
第十二投票区	山手中学校	川西町八五	村本 安郎

芦屋管告示第五号
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

芦屋管告示第六号
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票につき不在者投票用紙及び同封筒の交付並びに不在者投票の日時及び場所を次のとおり定める
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

一、不在者投票用紙及び同封筒交付
 在 者 投票 票の場所
 芦屋市選挙管理委員会事務局
 一、不在者投票用紙及び同封筒交付 票の日時
 昭和二十六年一月二十二日より二月十日まで
 午前八時三〇分から午後四時三〇分まで
芦屋管告示第七号
 投票区の設定の件
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の制定賛否の投票の区域を次のとおり定める
 昭和二十六年一月二十二日
 芦屋市選挙管理委員会
 委員長 佐々木清次

常任委員会
 一月十六日
総務文教委員会
 一、土地買収の件 精道、宮川両小学校敷地関係(了承) 市民病院敷地関係(視察の上決定) 災害復旧住宅建設用地関係その他(了承)
 二、昭和二十五年年度追加予算(了承)
 三、打出芦屋共有山関係、ゴルフ場用地として土地を売却するもの(了承)
 四、昭和二十五年年度市特別会計競輪事業費追加更正予算の件(了承)
 五、その他
 一月二十七日
総務文教及警察 消防合同委員会
 協議事項、兵庫警察学校の問題について

★企画委員 増員さる
 今般企画委員会は定数を九人に増し、又副委員長の更迭があった。即ち次の通り
 堺谷巳之助(委員長) 久保清兵衛(副委員長) 池田千代一大藤保爾、久野嘉兵衛、南野辰之助、友金安太郎、久保田忠二、鈴木龜太郎

投票区名 投票 区 域

第一投票区 精道町、竹園町、伊勢町、松浜町、浜芦屋町、平田町

第二投票区 上宮川町、宮塚町、宮川町、具川町

第三投票区 打出若宮町、打出浜町、打出西蔵町

第四投票区 打出大東町、打出南宮町

第五投票区 打出翠ヶ丘町、打出楠町、打出春日町、打出小穂町

第六投票区 六蔵荘町、岩園町、朝日ヶ丘町

第七投票区 東山町、打出親王塚町、大原町

第八投票区 山手町、東芦屋町、奥山

第九投票区 山芦屋町、西山町、三条町

第十投票区 船戸町、松ノ内町、月若町、西芦屋町、三条南町

第十一投票区 業平町、茶屋ノ町、大穂町、公光町

第十二投票区 前田町、清水町、川西町、津知町

芦屋管告示号外
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票における投票所を次のとおり定める
 昭和二十六年二月六日

第一投票区投票管理者 齊藤 正一
 第二投票区投票管理者 中村 作男
 第三投票区投票管理者 田村 論
 第四投票区投票管理者 河 北 誠
 第五投票区投票管理者 藤井 繁蔵
 第六投票区投票管理者 朝比奈 嘉太郎
 第七投票区投票管理者 山中金三郎
 第八投票区投票管理者 下条小野右エ門
 第九投票区投票管理者 曾和 探支
 第十投票区投票管理者 久保 二郎
 第十一投票区投票管理者 栗野 初蔵
 第十二投票区投票管理者 村本 安郎

芦屋市教育委員会告示

第六投票区投票所 岩園小学校(岩園町)
 第七投票区投票所 岩園駐在所(大原町)
 第八投票区投票所 建設省工務事務所(東芦屋町)
 第九投票区投票所 安築寺(西山町)
 第十投票区投票所 崇信幼稚園(松ノ内町)
 第十一投票区投票所 愛光幼稚園(公光町)
 第十二投票区投票所 山手中学校(川西町)

芦屋管告示号外
 昭和二十六年二月十一日執行の芦屋国際文化住宅都市建設法の賛否の投票における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める
 昭和二十六年二月六日
 芦屋国際文化住宅都市建設法賛否の投票
 一、日時 昭和二十六年二月十一日午後七時三十分
 一、場所 芦屋市役所三階 議場

告示第三号 芦屋市教育委員会
 一月定期例を左記の通り招集す
 昭和二十六年一月九日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

告示第四号 芦屋市教育委員会
 第二回臨時委員会を左記の通り招集する
 昭和二十六年一月十九日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

告示第五号 芦屋市教育委員会
 第三回臨時委員会を左記の通り招集する
 昭和二十六年一月二十六日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

告示第六号 芦屋市教育委員会
 二月定期例を左記の通り招集する
 昭和二十六年二月六日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

を市長に委任することについて
 四、宮川小学校校舎その他施行を市長に委任することについてその他

告示第五号 芦屋市教育委員会
 第三回臨時委員会を左記の通り招集する
 昭和二十六年一月二十六日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

告示第六号 芦屋市教育委員会
 二月定期例を左記の通り招集する
 昭和二十六年二月六日
 芦屋市教育委員会委員長 久保田忠二

今月のこよみ

2月1日	午前6時58分	日出
2月11日	午後5時26分	日入
2月12日	午後5時	節立
2月19日	午後5時	立春
3月1日	午後5時30分	日出
3月11日	午後5時53分	日入
3月18日	午後3時	彼岸
3月21日	午後3時	春分
3月25日	午後3時	電気記念日

地方競馬費收支計算書

芦屋市営第1回姫路競馬は別表(1)のとおり馬券34,458千円を売上げて、別表(3)のとおり必要経費を支出して純利益金3,553,316円を一般会計へ繰入れいたしました。別表(1)をごらん下さればわかりますように回を追うて実施経営が改善されています。(会計課)

別表(1) 競馬実績調				別表(2) 歳入計算書 昭和26.1.31			
開催年・月	開催場所	馬券売上額	一般会計へ繰出額	備考	歳入科目	予算額	収入額
昭和24.5	園田	51,502,180円	4,167,415円		前年度繰越金	63,000	52,147.94
24.10	〃	45,592,000円	4,000,000円		入場料収入	190,760	190,760
25.3	〃	19,885,300円	△ 459,397円	欠損したので一般会計より繰出	勝者投票券発売収入	34,458,000	34,458,000
25.11	姫路	34,458,000円	3,553,316円	前年度繰越金85万円を繰越している	騎乗申込手数料	2,600	2,600
26.3	園田	?	?		出走申込手数料	16,300	16,300
					端数切捨金収入	1,000	—
					預金利子収入	1,000	608.45
					払戻不能金	159,157	159,157
					手荷物保管収入	250	250
					歳入合計	34,892,067	34,879,823.39

別表(3) 歳出計算書			
歳出節科目	予算額	支出額	備考
3 給料	390,681	390,681	投票所払戻所・入場券係その他従事員300名分
4 旅費	427,008	407,941	事務員出張旅費28,463円 事業費出張旅費379,478円
5 職員手当	27,370	27,370	市係員超過勤務手当
6 雑手当	1,296,600	1,296,600	県執務員及係員82名市係員19名に対する手当 568,000円 奉付手当163頭分 489,000円 傷害病馬見舞金 80,000円 勝馬騎乗者手当65,000円 負馬手当 86,000円 負馬騎乗者手当8,600円
8 報償費	2,532,250	2,532,250	勝馬賞金2,369,400円 優勝盃と副賞代 27,850円 警備謝礼 110,000円 その他 25,000円
9 賃金	112,092	112,092	人夫賃 76人分
11 消耗品費	204,357	203,956	事務費消耗品代 2,530円 事業費用文具・薬品器材代 201,426円
12 燃料費	41,740	41,740	薪炭代 14,340円 ガソリン代 27,400円
13 食糧費	591,718	582,993	事務費食糧費 101,630円 事業費食糧費 481,363円
14 印刷製本費	596,920	599,920	各種印刷と着順位判定写真製作費 予備費より不足額を充用
15 光熱水費	27,057	27,057	撤水費 2日 9,000円 競馬場電燈料 18,057円
16 通信運搬費	20,894	20,894	郵便料 1,300円 電話料 1,734円 運搬費 17,860円
18 広告料	363,119	363,119	新聞その他広告宣伝費
20 借料及び損料	1,094,400	1,094,400	園田競馬借上料繰越分 700,000円 姫路競馬使用料 300,000円 拡声器使用料 45,600円 自動車・誘導馬借上料 17,000円 外厩舎借上料 24,000円 その他 7,800円
23 修繕料	20,280	20,280	馬場修繕用砂代
25 備品費	11,008	11,008	事業用器具代
29 賠償及び償還金	22,476,000	22,476,000	勝馬投票券の中者払戻金
30 利子及び割引料	18,445	18,445	一時借入金利子
31 補償金及び補填金	19,400	19,400	投票所不足金 1,000円 払戻所不足金 18,400円
32 負担金補助及び交付金	966,458	966,458	競馬振興会助成金150,000円(園田) 200,000円(姫路) 騎手会助成金 30,000円 抽籤馬助成金 250,000円 関西記者クラブ助成金5,000円 近畿地方競馬従業員協会助成金60,000円 戦災都市連盟負担金 34,458円 その他 237,000円
33 保険料	954	954	失業保険料 576円 資金運送保険料 378円
34 他会計へ繰出	3,553,316	3,553,316	一般会計へ繰出金
43 予備費	100,000	—	予算額超過支出科目へ充用
支出合計	34,892,067	34,766,874	

市教育委員会彙報

一月十二日 一月定例会

- 議案第十五号、市教育委員会会議規則審議
- 議案第十六号、宮川小学校校医清岡直氏退職につき記念品贈呈について
- 議案第十七号、精道宮川両小学校校地買収について
- 報告事項
- 市立中小学校教職員に対する年末手当支給に関する交渉経過及び結果について
- 精道中学校校舎改築増築補強について請願書を受理したこと
- 宮川小学校校医(宮川幼稚園園医兼務)として爪谷重敏氏に囑託の発令をすることについて
- その他

一月二十二日 第二回臨時委員会

- 議案第十八号、市立芦屋図書館設置条例設定について
- 議案第十九号、山手中学校校舎建築工事を市長に委任することについて
- 議案第二十号、精道小学校校舎建築工事を市長に委任することについて
- 議案第二十一号、宮川小学校校舎その他施行を市長に委任することについて
- 議案第二十二号、宮川小学校鋼筋コンクリート校舎竣工期限延期について
- 議案第二十三号、社会教育委員会委員選任について
- 議案第二十四号、昭和二十六年度市立学校幼稚園学級編制に関する事
- 協議事項
- 芦屋国際文化住宅都市法

榮冠に光りあり

投票成績優秀な投票区に対する優勝旗授与並びにこれが表彰に

芦屋市選挙管理委員会では、客年十一月十日執行の県及び市の教育委員会委員選挙における投票成績最優秀の投票区である第四投票区(現第三投票区)に対し、一月二十八日投票優勝旗の授与式を行い、投票管理者田村論氏に優勝旗を交付しこれを表彰した。教育委員会委員選挙においては、市全体にて投票率

六四・三七の成績でありました。該投票区は市内十二の投票区中において第一位の七四・三の好成績をあげ区内有権者の政治意識の高ことを示したのであります。

管理委員会では今回を皮切りとし、今後の各選挙において最も優秀な投票成績をあげた投票区に対しては、優勝旗を授与し

一月二十九日 第三回臨時委員会

- 議案第二十五号
- 昭和二十六年教育予算見直し
- 報告事項
- 阪神間隣接都市教育委員並びに教育主管者連絡協議会に於て協議された事項
- 長谷川工務店社長長谷川武彦より山手中学建築請負につき謝状を受理したこと
- 芦屋警察署より警察学校教室として市立学校校舎借用方申出の件

これに於いて投票率の向上とすることが大切な意味をもつて参ります。より多くの人により選ばれた代表であればあるほど、より多く選挙民の意思を代表し反映するものといえます。

選挙管理委員会ではこの意味におきまして、各投票区の投票成績の向上をはかるため、投票優勝旗授与並に表彰の制度を定めたのであります。投票成績のよかつた投票区の有権者は、国果、市のそれぞれの政治に対する関心の度合高く、自己の住む自治体をよりよくすることに熱意をもつており、優勝旗はその表象であると考えてもよいと思

この方法は将来芦屋市の方々に国、自治体の政治に対して、

より多くの熱意と関心をもつて戴き、有権者の方々の競争心に訴え、投票率の向上を通じて、代議政治の理想の達成により多く寄与しようというのです。

競争でもかかるよい競争は、市民の方にこそつて参加して戴き一人洩らさず投票して民主政治のよりよい実践にあつて戴きたいと存じます。

今後において、二月十一日には芦屋国際文化住宅都市建設法の住民投票が行われ、四月末には市議員、県知事、県会議員の選挙が予定されております。

何卒市民の方々に、それぞれの選挙において、優秀なる投票率をあげられて、本市民の県政、市政に対する熱意のほどを示して戴きたいと思ひます。

(選挙管理委員会)

市関係電話番号

- 芦屋 2121 (夜間直通用)
- 2122 (市役所各課)
- 2123
- 4112 経済課
- 2097 水道課
- 5376 教育委員会事務局
- 4339 山手出張所
- 4113 打出出張所 (公会堂呼出)
- 5236 市立図書館

市役所の事務は どう分擔處理されているか

市役所の仕事も年を逐うて質量ともに漸増してきて、その取り扱う範囲も多岐多様にわたつてきた。さきに教育関係機関が分離独立したが、つづいて本廳でも公安、事業、都市計画等各課が新設されるなどして、少なからぬ姿貌を見るにいたつたのである。そこで今回改めて現在の市役所並びに市教育委員会事務局内の各部課が、どんな仕事を、如何に分担して、處理しているかを略記して見ることにした。

市役所 會計課

- 一、収入及び支出命令に依る執行に關すること
- 二、市金庫に關すること
- 三、決算に關すること
- 四、県税の出納保管に關すること
- 五、基本財産積立金、有価証券の出納保管に關すること
- 六、担保及び供託品の出納保管に關すること
- 七、物品の出納保管に關すること
- 八、その他會計に關すること

市長室 秘書課

- 一、儀式及び交際に關すること
- 二、褒賞又は表彰に關すること
- 三、公印の管守に關すること
- 四、職員(以下吏員、雇傭人、嘱託を含む)の進退、賞罰、服務、給与に關すること

企畫調査課

- 一、各種事業の企画に關すること
- 二、綜合計畫の調査統計及び立案に關すること
- 三、市政關係資料の整備に關すること

公安課

- 一、警察及び消防に關すること
- 二、消防団及び警備に關すること
- 三、水防団に關すること
- 四、弘報事務に關すること
- 五、各種調査統計に關すること
- 六、外人登録に關すること
- 七、芦屋國際文化住宅都市建設法に關すること
- 八、他の課の所管に屬しない企画及びその実施に關すること

總務部 庶務課

- 一、市議會に關すること
- 二、市行政及び財政に關すること
- 三、財産及び營造物の維持、管理並びに処分に関する
- 四、条例、規則、規程に関する
- 五、物品の購入に關すること
- 六、訴訟、訴訟、異議及び和解に關すること
- 七、公会堂に關すること
- 八、予算の編成及び經理に關すること
- 九、選挙管理委員会及び監査委員よりの報告事項に關すること
- 十、不用品の処分に関する
- 十一、資格審査に関する
- 十二、団体等規正令に関する

税務課

- 一、市税の賦課徴収に關すること
- 二、果税の過年度の徴収に關すること
- 三、勤勞所得税の源泉徴収に關すること
- 四、果税外諸収入金に關すること(果の交付金等)
- 五、市税外諸収入金に關すること
- 六、滞納処分に関する
- 七、土地台帳、家屋台帳副本及び地図に關すること
- 八、土地、建物及び納税証明に關すること
- 九、その他税務に關すること

衛生部 衛生課

- 一、伝染病予防並びに処置に關すること
- 二、汚物掃除に關すること
- 三、尿尿処置に關すること
- 四、行路病人、死亡人及び精神病者の取扱に關すること
- 五、医師、薬剤師、蹄鉄工に關すること
- 六、市民病院に關すること
- 七、街燈の維持管理に關すること
- 八、葬儀及び火葬場の維持管理に關すること
- 九、墓地に關すること
- 十、その他保健衛生に關すること
- 十一、市営浴場に關すること

戸籍課

- 一、戸籍及び寄附に關すること
- 二、民刑事処分に関する
- 三、埋火葬認許に関する
- 四、印鑑に關すること
- 五、人口統計及び人口動態に關すること
- 六、その他戸籍寄附に關すること

事業課

- 一、競馬競輪事業に關すること
- 二、その他市管企業の実施に關すること
- 三、遺族厚生会に關すること
- 四、復員者及び海外引揚者に關すること
- 五、民生委員その他社会事業団体に關すること
- 六、公園並びに遊園地の維持管理に關すること
- 七、公営住宅に關すること
- 八、赤十字社に關すること
- 九、その他社会福祉に關すること

經濟課

- 一、産業の振興に關すること
- 二、生活必需物資需給の調査及び調整に關すること
- 三、生活必需物資の配給計畫及びその実施に關すること
- 四、食糧品卸売市場に關すること
- 五、貯蓄奨励及び金融措置に關すること
- 六、農地管理及び農地委員会に關すること
- 七、農業会その他産業団体に關すること
- 八、度量衡に關すること
- 九、物資の更生事業に關すること
- 十、製塩、製粉及び精米に關すること
- 十一、家畜飼育その他農芸研究に關すること
- 十二、商工関係並びに企業許可に關すること
- 十三、火柴類、石油及び危険物品取扱に關すること
- 十四、食糧管理法に基く企業整備に關すること
- 十五、食糧増産奨励指導並びに関係団体に關すること
- 十六、市出張所に關すること
- 十七、その他物資配給に關すること

建設部 都市計畫課

- 一、都市計畫基本調査統計に關すること
- 二、都市復興事業に關すること
- 三、公園墓苑並びに綠地に關すること
- 四、都市計畫事業実施に伴う用地買収物件補償に關すること
- 五、土地区画整理事業に關すること
- 六、都市計畫事業諸工事実施に關すること
- 七、失業対策事業に關すること

土木課

- 一、水道路、橋梁、河川、堤防下水等の計畫設計施工並びに維持管理に關すること
- 二、災害復旧に關すること
- 三、市の区域境界町名地番に關すること
- 四、營造物敷地測量その他官民有境界査定に關すること
- 五、建築届及び認可申請に要する副申に關すること
- 六、学校、住宅その他營造物の土木工事の設計並びに施工に關すること
- 七、失業対策事業に關すること
- 八、その他土木に關すること

水道課

- 一、水道道の設計並びに工事に關すること
- 二、給水に關すること
- 三、防火上必要な配水に關すること
- 四、上水道費所屬の物品出納及び保管に關すること
- 五、水道量水器の檢針に關すること
- 六、特別会計事務に關すること
- 七、工事その他諸請負入札施行手続に關すること
- 八、水道課に屬する庶務に關すること
- 九、その他上水道に關すること

市教育委員会 事務局 秘書室

- 一、委員の服務職務に關すること
- 二、委員会の會議及び記録並びに委員会の運営一般に関する
- 三、職員の人事に關すること
- 四、法令、諸規則、条例等に関する
- 五、事務局職員の労働組合に関する
- 六、儀式、賞罰に關すること
- 七、文書の發受、整理、保管に關すること
- 八、受付、接待及び公報等に關すること
- 九、その他關係事項並びに各課に屬せざること

指導課

- 一、学校教育に關すること
- 二、学校教育及び学校経営の指導助言に關すること
- 三、教職員の研修に關すること
- 四、教科及び教科書に關すること
- 五、社会教育係に屬する事務
- 六、社会教育諸団体の助成指導に關すること
- 七、ユネスコ及びPTAに關すること
- 八、文化的諸施設及び市民娯樂に關すること
- 九、社会教育機関、図書館、公民館その他の運営並びに指導に關すること
- 十、史蹟、名勝、天然記念物、國寶及び重要美術品等に關すること
- 十一、社会教育委員に關すること

(十頁下段に続く)

各課だより

★小學生の入學について

市教委では、今般就学通知書をお配りしました。この四月小学校へ入学する子達は昭和十九年四月二日から二十年四月一日までの間に生れたお子様のある方にこの就学通知書をお届けしましたのですが、もしこの通知書がまだ届かぬ向は直ぐに市教委事務局の学事係へ申出て下さい。なお就学前の身体検査の日割は

精道小学校 二月十二日、十三日
 宮川小学校 二月十四日、十五日
 山手小学校 二月二十日、二十一日
 岩園小学校 二月二十二日 (教委・指導課)

★市管工事の現況は?

山手中学校工事は設計完了、近く入札の段取りになつてい

る。宮川小学校分は鋼製建具がジーン颯風のため製作工場が浸水して約二十日間操業が止り加うるに特需関係によつて納入が約二ヶ月遅延した。しかし三月十日を期して完成を急いでい

る。市管住宅(二十五年度)七〇戸はどうなつてゐるか?

①山手段地(二五戸) 鶴田組が施行して上棟は十棟に及び残り十五棟は木造り中
 ②宮塚町(一二戸) 大城建設施行、近く上棟の見込みである。
 ③東山段地(二二戸) 芦屋土建施行、基礎工事はすんで建方完了は十棟、残りは順次上棟の予定

④三条町(一二戸) 神井建設の施行、上棟も終り既に内外部の仕上げを急いでいる。来月中旬竣功の予定である。
 總じてさきのジ颯風と厳冬期のため工事の進捗が約一ヶ月半程遅れているが目下そのずれを回復するよう鋭意努力中である。(建築課)

★白菊會の第一回總會

昨年十二月十六日芦屋會館で結成された白菊會(未亡人共勵會)は第一回總會を一月二十八日午後一時から芦屋公會堂で開催し、内職斡旋所、託児所、授産所、母子寮、相談所等の設置について真剣な研究討議が行われ、又地区班長等下部組織の編成、幹事會、例會、講習會の開催、會員章の製作等についても熱心に意見を交換し盛會であつた。なお通知のの方は申し出

られるよう希望しています。(厚生課)

★第一回収は好成绩だ!
 芦屋市中小企業融資準備預金制度―客年十二月一日発足した芦屋市中小企業融資準備預金制度による融資は市の懇切なる幹旋の下且つ企業者各位の理解ある利用により至極健全なる運営を見せその利用度に於ても日々増加しつつあるは誠に喜ぶべき現象で業者間に多大の好評を博している。

しかしして一月十日現在に於ける融資取扱状況は幹旋件数六九件の内貸付件数は六三件にして九一多強となりその金額は一、八八二、〇〇〇円である。

なお銀行別利用度を見ると(神戸銀行)芦屋山手支店の二五件七五〇、〇〇〇円を筆頭に次は芦屋支店の二三件六九〇、〇〇〇円となり打出支店の一件津知支店の五件とこれに次いでいる。

又事業別貸付状況は食料品の二五件、日用品の八件、衣料品、サービス業の各七件、理化学品販売業及び造園、農業の各三件、家庭用品の二件その他八件となつてゐる。

一月末現在の第一回収済状況は期日到来のもの五十八件中九六%まで完全返還となり遅延の分も近く全部返済される見込みで非常な好成绩を収めてい

る。(経済課・商工係)

★スライドで美術教育を
 市教委では新しい試みとして天然色スライドによつて学童や一般市民の美術鑑賞に資するため、今回スライド美術教室(幻燈會)を催しました。即ち二月十五、十七日の二日間午前、午後二回に亘り仏教會館で行われました。スライドの内容は外山卯三郎氏編美術全集中の仏蘭西印象派初期から現代まで(ルノアール、ドラン、マチス、ルツォー、ピカソ、セザンヌ、ホツホ)十面を解説付きで上映。(教委・文化課)

この度食糧配給公団廢止に伴い主食小売販賣業者の消費者登録を去る一月十七日より二十三日まで実施しその登録の結果三十七店舗中左記の通り三十五店舗が合格になりました。この新しい登録店舗による配給は来る三月一日からで、それ迄は従来通り各地区の配給所で配給します。(経済課)

★主食小賣販賣業者の消費者登録の結果について

営業所の所在地
 清水町四八 永井 勇三
 津知町九 辻 実
 打出若宮町二二 田寺 定雄
 上宮川町三三 石本新右エ門

業平町三七 多田末四郎
 東若屋町一五六 久保 三夫
 松ノ内町三二 吉富八重吉
 大原町二一〇 山村 忠次
 大原町一七五 山村 義雄
 大原町一九五 山村 和子
 打出親玉塚町四六 高月 儀平
 伊勢町一六〇三 高橋 嘉秀
 呉川町一三 高橋 甫善
 竹園町六九 富田 精次
 茶屋之町三五ノ二 寺東覺太郎
 茶屋之町一八 増田 隆治
 大榎町二一 清原 正広
 山芦屋町九八 藤原宗次郎
 三条町一〇八 松田 藤吉
 西芦屋町一二 神井 文蔵
 三条南町三五 福井太三郎
 西山町一二 助野 八郎
 三条南町二九 岡田 勇雄
 打出春日町一二五 寺本 光雄
 打出春日町七九 吉田 ふで
 打出浜町七一 坂本なみえ
 打出若宮町五九 竹内 正一
 岩園町七三 倉橋 きぬ
 松ノ内町一〇八 灘生活芦屋支部
 浜芦屋町一五 灘生活浜芦屋支部
 三条南町一三ノ一 芦屋生活協同組合
 打出南宮町五六 神井 由松

業平町三七 多田末四郎
 東若屋町一五六 久保 三夫
 松ノ内町三二 吉富八重吉
 大原町二一〇 山村 忠次
 大原町一七五 山村 義雄
 大原町一九五 山村 和子
 打出親玉塚町四六 高月 儀平
 伊勢町一六〇三 高橋 嘉秀
 呉川町一三 高橋 甫善
 竹園町六九 富田 精次
 茶屋之町三五ノ二 寺東覺太郎
 茶屋之町一八 増田 隆治
 大榎町二一 清原 正広
 山芦屋町九八 藤原宗次郎
 三条町一〇八 松田 藤吉
 西芦屋町一二 神井 文蔵
 三条南町三五 福井太三郎
 西山町一二 助野 八郎
 三条南町二九 岡田 勇雄
 打出春日町一二五 寺本 光雄
 打出春日町七九 吉田 ふで
 打出浜町七一 坂本なみえ
 打出若宮町五九 竹内 正一
 岩園町七三 倉橋 きぬ
 松ノ内町一〇八 灘生活芦屋支部
 浜芦屋町一五 灘生活浜芦屋支部
 三条南町一三ノ一 芦屋生活協同組合
 打出南宮町五六 神井 由松

発行所 芦屋市役所
 印刷所 大陽印刷工業株式会社
 編集人 西田 増藏
 発行人 猿丸吉左エ門
 昭和二十六年二月二十日発行(月刊)